

## 第66回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成23年5月26日(木) 14:00～15:30
- 2 場所 県民健康センター 大会議室C
- 3 出席者 委員7名(敬称略)  
大畑亨、坂本邦宏、森田茂夫、横山栄  
海野恵美子、松村敦子、渡辺洋子(左記3名は意見の開陳による出席)  
※事務局 山中産業労働部副部長  
岩田商業・サービス産業支援課長  
商業担当職員3名
- 4 審議内容  
県意見についての審議
  - (1) 新設
    - 新設(5条1項) (仮称) ケーズデンキ吉川店
    - 新設(5条1項) テックランド加須店
    - 新設(5条1項) (仮称) ヨークマート入間扇台店
    - 新設(5条1項) (仮称) ベルク春日部緑町店
  - (2) 変更
    - 変更(附則5条1項) (仮称) ロジコム宮寺複合店舗
    - 変更(6条2項) UNICUS上里
    - 変更(6条2項) うれし野モール
    - 変更(附則5条1項) マルエツ蒲生店
    - 変更(6条2項) ロヂャース川越店
    - 変更(6条2項) ベスタ狭山A
    - 変更(6条2項) ザ・プライス東松山店
    - 変更(6条2項) ラパーク蓮田
    - 変更(6条2項) (仮称) 狭山市駅新商業施設
- 5 傍聴人 なし

6 その他 事前打合せを行い、内容等について確認した。

(1) 交通について 5月24日(火) 坂本邦宏 委員

(2) 騒音について 5月16日(月) 横山 栄 委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

県意見についての審議

#### （1）新設

##### ●新設（5条1項） （仮称）ケーズデンキ吉川店

（事務局説明）

【委員】 騒音については基準を満たしており現時点では問題ない。1階に空調室外機が設置されているが、道路際に緑地帯も取ってあるので、多少気を使った配置となっていると思う。等価騒音レベルでは、55デシベルの基準に対して53.9と基準を下回っているが、将来的に住宅地となる可能性がある場合は、周辺の住民に配慮した計画的な営業をお願いしたい。また、空調はメンテナンスによって性能が維持できるかどうかが変わってくるので、そのあたりにも配慮するようお願いしたい。交通については、まだ駅もできていないので周辺交通量も非常に少なく、開店の際は出入口が2箇所のみとなるが、現状では問題ない。

【委員】 写真で見える限りでは計画地周辺は芝生の状態となっているが、周辺の計画は今後どうなるのか。 .

【事務局】 写真①の道路を挟んで反対側は、若干住宅地ができてきている。写真③に写っている道路及び写真④の通行止めの部分は駅の開業に合わせて開通する予定である。これから住宅や店舗が建てられる予定だが、かなり時間がかかるように思われる。

【委員】 地区の区分はまだ決まらないのか。住居地域となるのか。

【事務局】 はい。区割りはしているが、計画地周辺はほとんど野原の状況である。

【委員】 交通量の問題としては、周辺が未開発なのでまだ何とも言えないが、今後とも安全面等に気をつけるようにしていただきたい。

【事務局】 了解した。

【委員】 吉川市の人口はどれぐらいか。

【事務局】 66,250人である。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

●新設(5条1項) テックランド加須店

(事務局説明)

【委員】 交差点の交通量は、ピーク時でも100台ちょっとなので、非常に大きなインパクトがないのはわかっている。ただし、この来退店経路は今までにないケースだ。計画地の東側への退店経路はぐるっと回って帰すルートとなっているが、幹線道路でもない道を帰すようにしているのはなぜなのか。幅員は6メートルはあるのか。

【事務局】 はい。6メートル以上ある。対向車と余裕ですれ違える道路なので、ここを退店経路とした。

【委員】 センターラインはあるのか。

【事務局】 はい。

【委員】 この退店経路を走るのはB、C及びD方面への車で、退店車両の半分以上がこの道を通ることになる。生活道路に見えるが、幹線的な扱いをすることとしている道路であるならばやむを得ない。また、入店経路は新たに右折帯をつくって入店することとなっている。ピーク時7台のために右折帯をつくるのは今まであまりなくて、普

通だったら県道46号から駅の方に行ってぐるっと回すルートをとると思う。ちょっと特殊なケースだ。いけないわけではない。安全面の確保が図ればよろしいかと思う。入口No.2からの退出ができないように看板を設置するよう加須市から意見が出ている。設置者からは看板は必要であれば設置となっているが、従業員用駐車場にはなかなか入りにくいことは想像できるが、回答のとおりしっかりやっていただきたい。

【事務局】 委員からそのような意見が出たことは、設置者に伝えたい。

【委員】 8ページの図面を見ると、計画地の東側に換気設備が並んでいるが、民家が非常に近い位置にある。敷地境界には塀を立てるなどの計画はあるのか。

【事務局】 隣地境界線にフェンスができることを確認している。予測地点Cについては住居が接近しているので、黄緑の部分は午後10時以降の駐車場使用制限をかける予定である。御指摘のあった機器に関しては、営業時間は午後10時までであり、夜間は空調室外機は部分的にしか稼働しない。住居外壁で予測をしており、基準値の45デシベルを下回っている。

【委員】 保全対象住居外壁で基準を下回っているということで、フェンスが音響的に効果があると思われる。敷地の取り方を見ると、非常に民家に迫ったところに入り込んでいるので、周辺住民への配慮をお願いしたい。

【事務局】 設置者に伝えたい。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

●新設(5条1項) (仮称)ヨークマート入間扇台店

(事務局説明)

【委員】 退店経路について生活道路を使うということだが、この道路は今できているのか。

【事務局】 6メートル道路に拡張整備されており、路側帯がついている。

【委員】 ピーク時40台ほどの車がぐるぐる回っても大きな影響はなさそうかどうか。

【事務局】 はい。警察と入間市からは、さらに北側の生活道路を通させるよりは店舗裏側を回ったルートで退店ルートを示してほしいとの指示があった。

【委員】 郵便局と計画地の間の道路は広そうに見えるが何メートルか。

【事務局】 6メートルある。店舗裏側の道路はこの道路と同じように整備されている。

【委員】 市としては別の細い道を抜けるよりは、結果としてこの退店ルートはくねくねしていてあまりスピードも出せないし、ここを通したいというところだと思う。ただし、出口からの右折出庫をやりたくなる構造だと思うので、十分注意していただきたい。交差点直近で右折で出られると非常に危ない。掲示だけするのか。

【事務局】 オープンチャシにより経路の周知を図るとともに、警備員を配置する。

【委員】 敷地境界の夜間最大値は基準値を上回っているが、環境騒音からは、保全対象外壁の値は10デシベルほど下回っている。交差点の近くということもあり、住居への影響はあまりないと思われる。ただし、荷さばき施設の非常に近いところに住居があり、遮音壁を立てるということだが、入間市からも意見が出ているように、作業の仕方によっても大分騒音が違ってくるので、そのあたりを周知していただきたい。

【事務局】 了解した。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） (仮称) ベルク春日部緑町店

(事務局説明)

【委 員】 駐車場の夜間制限箇所は複雑な形状となっている。どのように制限をかけるのか。

【事務局】 まずE-1 駐車場出入口を封鎖する。また、スロープに上がる部分も閉鎖する。制限区域のジグザグになっている部分はカラーコーンを置き、制限区域がわかるようにするよう考えている。駅から離れており、夜間は駐車場の利用者もあまりいないものと思われる。来店者は店舗出入口付近に停めるので、制限をかける部分には停めないものと思われる。

【委 員】 E-2 駐車場出入口直近のバス停は移設されるのか。

【事務局】 道路管理者の春日部市から移設の話が出ていると聞いている。

【委 員】 どちらの方向に動くのか。

【事務局】 それはまだわからない。

【委 員】 E-2 駐車場出入口は切り開きが10メートルあり大きいですが、何か理由があるのか。

【事務局】 駐車場の夜間制限により、夜間はE-1 駐車場出入口がふさがれ、出入口はE-2のみとなり、右折イン、右折アウトが生じることとなるので、若干広めに取っている。

【委 員】 夜間のみ右折イン、右折アウトとなることよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員】 春日部市の意見内容3にある「地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努める」ことについては、ぜひとも有言実行でお願いしたい。

【事務局】 設置者に伝えたい。

【委員】 駐車場の夜間制限によりE-1駐車場出入口を使用しない場合、既に制限区域又は屋上駐車場に停めてしまっている車は退店の場合、制限区域を通らざるを得ないなど、制限をかけることは難しい面があると思うが。

【事務局】 午後10時より前に早く制限をかける予定である。周知するのはもちろんだが、屋上駐車場へのスロープも早めに閉鎖する。

【委員】 計画地の一部に住宅が入り込んでいるので、厳しい条件の中で塀を立てるなど手段は講じているようだ。複雑な形状の利用制限と屋上駐車場、E-1出入口を使えないということだが、できるだけ駐車制限を徹底していただきたい。実際は難しいと思うが、防音壁を立てるなど設置者もある程度誠意をもって対応しているのがわかる。騒音については塀を立てたということもあり、基準を下回っている。利用制限に関しては、計画どおりになるべく進めていっていただきたい。

【事務局】 了解した。

【委員】 身障者用駐車場は店舗入口のそばにあるのか。

【事務局】 店舗入口に近いところに設置することになっている。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

## (2) 変更

- 変更 (附則5条1項) (仮称) ロジコム宮寺複合店舗
- 変更 (6条2項) UNICUS上里
- 変更 (6条2項) うれし野モール
- 変更 (附則5条1項) マルエツ蒲生店
- 変更 (6条2項) ロヂャース川越店
- 変更 (6条2項) ベスタ狭山A
- 変更 (6条2項) ザ・プライス東松山店
- 変更 (6条2項) ラパーク蓮田
- 変更 (6条2項) (仮称) 狭山市駅新商業施設

(事務局説明)

【議長】 意見がないようなので、変更9件について意見は付さないこと  
よろしいか。

(全員了承)

## 3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成23年5月26日

議 長 ( 森田委員 )

議事録署名委員 ( 大畑委員 )

議事録署名委員 ( 横山委員 )